

平成 2 9 年度

仁木町教育行政執行方針

仁木町教育委員会

平成29年度仁木町教育行政執行方針

平成29年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。

町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして、平成28年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、平成27年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、新しい教育委員会制度がスタートいたしました。首長が招集する総合教育会議におきましては、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の方針を定めた「仁木町教育大綱」が策定され、教育委員会の権限に属する事務につきましては、町長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の課題やあるべき姿を共有し、効果的な教育行政を進めるべく協議を重ね、教育委員会が管理、執行してまいりました。

平成29年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、「仁木町に生まれて良かった。育って良かった」と誰もが思える町にするため、町の最上位計画であります第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづ

くり」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」の一層の連携のもと、取組の方向と具体的な施策を定めました。

皆さまのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。平成24年度から小中学校完全実施となりました学習指導要領におきましても、「生きる力」を育むという理念のもと、基礎的基本的な知識技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成を目指す学校教育の推進が図られているところであります。

本町の学校教育におきましては、円滑な学校運営を基盤にしながら、防災教育も含め全ての分野で一層の充実を図るため、6つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「心を育む教育の実践」であります。

心の育成に必要なことは、相手とよく話し合い、理解しようとすることであり、その第一歩が「あいさつ」であります。「あいさつの励行」につきましては、教育委員会や学校において積極的に取り組み、元気に相手の目を見てあいさつができる児童生徒が増えてまい

りました。本年度も引き続き、誰に対しても気持ちが伝わる心のこもったあいさつができるよう、「あいさつの励行」を継続してまいります。

近年、相手のことをうまく理解できず、一方的に思いをぶつけてしまうことで相手を傷つけ、困惑させてしまう児童生徒が増えつつあることから、学校における道徳教育や体験学習、さらには読書活動を推進し、「健やかな心」の育成を図ってまいります。

「郷土を愛する心」の育成につきましては、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るとともに、学校教育と生涯学習を連携させた「ふるさと学習」を推進してまいります。

このほか、本年度で60回を迎える音楽交歓会の開催や中学2年生を対象とした宿泊研修時における演劇等鑑賞経費の一部助成を引き続き実施し、「豊かな心」の育成を図ってまいります。

生徒指導につきましては、近年、全国で痛ましい事件が起こり大きな社会問題となっているいじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、仁木町子どものいじめ防止条例に基づき、町、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関が一体となり、いじめの根絶に向けた取組を進めてまいります。

児童生徒の心の悩みへの対応につきましては、臨床心理に関して

専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーの継続配置を北海道教育委員会へ要望してまいります。

情報モラル教育につきましては、インターネットやLINE（ライン）などのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、北海道教育委員会による「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を活用し、指導、啓発を行ってまいります。

重点の2つ目は、「確かな学力の向上」であります。

社会で生きる実践的な力を身に付けるためには、基礎的基本的な知識技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的に課題解決する力を向上させる必要があります。

このため、教職員一人ひとりが学習指導要領の趣旨を十分に理解し、指導力を高め、授業に反映していくことはもとより、教育委員会といたしましても、側面からサポートしていくことが重要であると考え、小学校における各学年教科単元テスト用ワークブック及び中学校における学力テスト問題用紙に係る費用負担、さらには小中学校における日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金の軽減を引き続き実施してまいります。

全国学力・学習状況調査の結果から、知識的な学力は定着傾向にあります。また、活用的な学力につきましては底上げが必要であると受け止めております。

児童生徒数の少なさを活かしたきめ細かな指導の充実やイベント等を通じた地域協働による学びの充実、家庭学習の習慣化、小中学校における連携を強化した組織づくりなど、学ぶ喜びを広げる取組を一層進めてまいります。

学習姿勢や整理整頓も学力向上につながるものと考え、正しい姿勢で学習する「立腰^{りつよう}」や勉強道具、身の回りの整理整頓を心がける取組の定着を図ってまいります。

また、義務教育の9年間を通して一貫した教育を行う「小中一貫教育」や「小中併置校」につきましては、昨年11月に小中併置実践校であります函館市立鱒川小中学校などを視察してまいりました。小中併置校には、個人の特性に応じた教育を9年間継続できることや小学校から中学校への進学に際し環境に付いて行けず、落ち込み自信を無くしてしまう「中1ギャップ」が起きにくいこと、中学校の教職員が小学校の授業に参加できるなどのメリットがある反面、児童生徒間の上下関係が希薄化になりがちであるなどのデメリットもあり、今後の参考となる有意義な視察でありました。本年度におきましても、先進校への視察を実施するなど、引き続き調査研究を進めてまいります。

I C T（情報推進技術）の活用につきましては、全ての小中学校の普通学級に配置した実物投影機により、今後も分かりやすい授業を実施してまいります。

A L T（外国語指導助手）の活用につきましては、小中学校での外国語教育や町民の皆さまを対象とした英会話教室を開催してまいります。また、平成32年度からの小学校における英語教科化やグローバルな人材の育成に向け、A L Tの複数配置につきまして調査研究を進めてまいります。

学力向上支援員につきましては、これまで実施してきた複数の教職員が協力して授業を行うT T指導、その日の授業や学期のまとめ学習を集団で行う放課後学習会や長期休業期間中の学習会の支援など学力向上に対する方策に加え、児童生徒の生活指導、教職員の指導力向上や学校経営力の向上に対する支援を行うため、本年度から「学校力向上支援員」に名称を変更し、町独自の予算で小学校と中学校に配置してまいります。

特別支援教育支援員につきましても、引き続き町独自の予算で配置し、教育的配慮が必要な児童生徒に対し、個々に応じたきめ細かな教育を進めてまいります。また、仁木町特別支援教育連携協議会につきましては、支援を必要とする幼児及び児童生徒に係るケース会議を複数回開催し、早期の教育的配慮や学校、関係団体間の連携強化に一定の成果を上げております。引き続き早期の実態把握に努

め、適切な相談、支援体制の充実を図ってまいります。

重点の3つ目は、「健やかな体の育成」であります。

健やかな体は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きく関わってまいります。銀山小学校及び銀山中学校では、北海道教育委員会による「どさん子元気アップチャレンジ」に縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っておりますが、今後も多様な運動や競技会等への参加促進に努めてまいります。

文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、総体的に柔軟性や反復運動系に課題が見受けられるため、小中学校及びスポーツ少年団等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

中学校で行われている武道（剣道）の授業につきましては、地域指導者の協力をいただき、引き続き進めてまいります。

薬物乱用防止教育につきましては、関係機関と連携した取組により、危険性について積極的に児童生徒へ広めてまいります。

健康な歯を守るための対策につきましては、国が提唱している「8020運動」の一環として、小中学校で実施しております「フッ化物洗口」を本年度も継続してまいります。

重点の4つ目は、「信頼される学校づくり」であります。

これまでの取組を更に進めるため、保護者アンケートや小中学校の学校評価を行い、アンケート結果や学校の改善方法などを積極的に公表し、保護者や地域住民に対して情報提供と説明責任を果たす取組を進めてまいります。

また、学校職員評価制度により、教職員による主体的な資質向上への取組の促進やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底等、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図り、「託す安心の広がり」を創り出すことを重点に取組を進めてまいります。

居心地のよい学び舎づくりの推進につきましては、児童生徒が学び生活する学校は、安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければならないと考えます。各小中学校とも築20年以上を経過していることから、補修が必要となる箇所の計画的な営繕を実施し、快適な学習環境への整備を図ってまいります。

重点の5つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。

全国的な防災意識の高まりから、小中学校における各種災害対応マニュアルの整備、地震や原子力災害を想定した避難訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機対応能力を育てる指導、交通安全意識の高揚を図る指導、教育の充実に努めてまいります。また、両中学校につきましては、地域防災拠点として位置付けられているため、町と連携を図りながら計画的な施設整備に努めて

まいります。

児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、昨年4月に仁木町通学路安全推進会議を設置し、交通安全プログラムを策定いたしました。また、11月に小樽開発建設部、北海道小樽建設管理部、余市警察署、関係学校及び町建設課立会いのもと、危険箇所を確認する通学路の合同点検を実施し、点検結果を町ホームページにおいて公表するなど、啓発活動も実施しております。本年度におきましても会議を適宜開催し、引き続き通学路の安全確保に努めてまいります。また、スクールバス運行や「子ども110番協力の家」の依頼等、児童生徒を見守る体制を継続してまいります。

重点の6つ目は、「学校給食の充実」であります。

食に関する指導につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭により、計画的、系統的な食の指導の充実が図られ、食育の成果が現れてきております。

小中学校におきましては、保健計画に基づく食育の指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、「早寝早起き朝ごはん運動」を推進していくことが重要であることから、本年度も栄養教諭を中心に、自ら健康管理ができる力を育む食育の充実を図ってまいります。

また、食べる楽しさも大切なことと考え、「果実の里」にふさわしい果物等の地場産品の活用と安全、安心で栄養豊かな給食の提供を

継続してまいります。

食中毒予防・感染症対策につきましては、衛生管理の徹底やインフルエンザ、ノロウイルス等、感染症予防対策の充実が重要課題となっていることから、積極的な情報収集と適切な情報提供に努め、学校、家庭等と連携した予防対策を進めてまいります。

児童生徒の学校給食摂取基準の確保や献立の工夫、改善など、今後とも当調理場の円滑な運営と徹底した衛生管理により、安心・安全な学校給食を提供するよう努めてまいります。

なお、昨年度から本町の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」により、子育て世代の経済的支援の一環として、学校給食費の負担軽減措置が講じられているところであり、本年度も引き続き実施されることとなっております。

以上、学校教育の6つの重点と具体的な取組につきまして申し上げます。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習につきましては、4つの重点を定めました。

重点の1つ目は、「第7期仁木町社会教育中期計画5年次目の事業推進と第8期仁木町社会教育中期計画の策定」であります。

第7期仁木町社会教育中期計画5年次目の事業推進につきまして

は、「読書習慣の定着」、「子どもの体験活動の充実」及び「活動参画機会の拡充」の3つを中心に取組を進めてまいります。

「読書習慣の定着」につきましては、早い時期からの取組が必要であることから、乳幼児健診の機会を活用して、6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、親子読書の推進を図るブックスタート事業と地域の読書サークルと連携した絵本の読み聞かせ会を実施してまいります。

「子どもの体験活動の充実」につきましては、昨年6月、町と地域連携包括協定を締結いたしました株式会社もりもとや民間企業、町内社会教育関係団体の協力をいただき、一年を通して継続的に職業体験や各種教室を開催し、「生きる力」と「ふるさと仁木」への愛着や誇りを育む「子ども体験塾」を実施してまいります。

「活動参画機会の拡充」につきましては、やすらぎ大学や女性のつどいを開催するとともに、地区学級や地域の各種イベント等の活動支援を行ってまいります。

第8期仁木町社会教育中期計画の策定につきましては、現在推進中の第7期計画が最終年次となることから、これを総括し、関係各方面からの検討を踏まえ、新たに平成30年度から平成34年度までの5か年計画を策定してまいります。

重点の2つ目は、「文化活動の推進」であります。

文化活動は、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で必要不可欠なものであります。

地域に根ざした文化活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と協力し、文化芸術に触れる機会の拡充に努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、引き続き町内文化財の調査、保護活動を進め、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるとともに、学習教材として学校授業での活用を図り、「郷土を愛する心」を育む「ふるさと学習」を推進するなど、文化財を理解し、親しみ、保護していこうとする意識の啓発に努めてまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の推進・充実」であります。

スポーツは人格の形成や体力向上、健康長寿の礎であり、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成に貢献するものであります。町民皆スポーツを推進していくため、教育委員会ニュース等による各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報の提供や体育協会、スポーツ少年団、銀山総合型地域スポーツクラブ等への活動支援による各種事業の充実、スポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。

また、各種スポーツ団体の協力による少年スポーツ教室の開催等、

スポーツ活動を通じた世代間の交流も図ってまいります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の有効利用」であります。

本町の社会教育施設には、仁木町民センターや仁木町民センター・図書室等の文化施設と仁木町山村開発センターや仁木町民スキー場等の体育施設があり、各施設とも町内外から多くの皆さまにご利用いただいております。

仁木町民センターにつきましては、町民の皆さまの交流の場として、また、生涯学習の拠点的施設、管内的な集会施設として、適切な管理運営に努めてまいります。

仁木町民センター・図書室につきましては、北海道立図書館等の指導をいただきながら、引き続き計画的な図書の購入、蔵書の整理による読書環境の整備を図り、子どもから高齢者まで、町民の皆さまの「心やすらぐ空間」としての学習機能の充実を図るとともに、「行きたい」、「読みたい」という欲求に応える町民図書室となるよう努めてまいります。

また、より多くの皆さまに利用していただけるよう、利用促進のための啓発と夜間開放を継続してまいります。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第4条におきまして、地方公共団体の責務として、温室効果ガス排出の抑制等のための施策を推進することが定められている

ことから、利用頻度の高い仁木町民センター・交流ホール及び図書室照明の一部をLED照明に取り替え、電気使用量や二酸化炭素排出量の削減等、省エネ・エコ対策を推進してまいります。

仁木町山村開発センター及び仁木町民スキー場につきましては、指定管理者と連携し、スポーツ活動の中心的施設として、多くの皆さまにご利用いただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

なお、仁木町民スキー場につきましては、夜間開設を火曜日、水曜日及び木曜日を除く開設とし効率的な運営を図るとともに、現在の開設期間及び時間の実態に合わせ、各種シーズン券の使用料金額を引き下げてまいります。

以上、平成29年度仁木町教育行政執行方針について申し上げます。子どもから高齢者まで、町民の皆さまが「果実とやすらぎの里」に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保証され、信頼される教育行政を執行してまいります。

町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体の一層のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。